

## 知っておきたい社会保険の知識

ファイナンシャル・プランナー 福島えみ子

今年もまた社会保険の「算定基礎届」提出の季節がやってまいりました。

この「算定基礎届」、事業主が提出を義務付けられているものですので、おそらくほとんどの方になじみがないかと思われそうですが、この「算定基礎届」とは、健康保険（全国健康保険協会または健康保険組合）及び厚生年金保険の加入者について毎年1回、健康保険と厚生年金保険の保険料をいくら納めるべきかのもととなる「標準報酬月額」を決定するため、事業主（雇用者）が実際に支払ったお給料額等を届けるものなのです。

### ■「標準報酬月額」って？

サラリーマンの方であれば、4月・5月・6月に残業するのは損だ、ということをよくお聞きになるかもしれません。これはどういうことかという、この健康保険と厚生年金保険料をいくら払うことになるかという元となる「標準報酬月額」が、4月・5月・6月に支払われたお給料等（報酬）の1カ月あたりの平均額をもとに決定されるからです。

そしてこうして定められた「標準報酬月額」は、大きな変更がなければ原則1年間はずっと同じ額で固定されます。すなわち、4月・5月・6月にたまたま残業代がたくさん加算されお給料等の額が多くなっていけば「標準報酬月額」も高くなり、したがって保険料も高いものが適用され、それが1年間ずっと固定されたままになるというわけなのです。なお、この新しく決定された「標準報酬月額」による保険料はその年の10月から適用となります。

### ■保険料を左右する「等級」

そして、この「標準報酬月額」には等級制度が採用されており、たとえば下記の表のように、報酬月額（3カ月の平均額）が、どの金額幅にあたるかによって等級が決定されます。ですから、たとえば報酬月額が前年よりたまたま10円多かっただけでも上の等級が採用され、保険料の差額はこの報酬額ゾーンなら、948円もしくは1,422円の違いが生じてくるわけです。これはひと月分になりますから、1年では11,376円もしくは17,064円の違いにもなってしまいますね。（賞与分は、また別の計算方法が採用されます。）

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の保険料額（平成23年3月分から）

等級	標準報酬月額	報酬月額	報酬月額の幅	健康保険料 被保険者負担分 (介護保険第2号に 該当しない場合)	等級間の 差額
22	300,000	290,000 ~ 310,000	20,000	14,220	
23	320,000	310,000 ~ 330,000	20,000	15,168	948
24	340,000	330,000 ~ 350,000	20,000	16,116	948
25	360,000	350,000 ~ 370,000	20,000	17,064	948
26	380,000	370,000 ~ 395,000	25,000	18,012	948
27	410,000	395,000 ~ 425,000	30,000	19,434	1,422

円以上 円未満

「全国健康保険協会」保険料額表より筆者作成

厚生年金についても、保険料と金額幅は異なるものの、同様の等級制度で保険料は計算されます。

でも私は4月～6月が繁忙期で、毎年この3カ月間こそが残業代の稼ぎ時だというのに保険料が上がってしまうなんて！という方。ご安心ください。この（平成23年）4月1日から新たな算定の基準が追加されています。それは、4月・5月・6月の報酬月額平均と前年の7月から今年の6月までの報酬を月額平均したものを比べて、2等級以上の差が生じていた場合かつその差が業務の性質上例年発生することが見込まれるような場合は、そのような事情を考慮された計算がなされます（保険者算定）。

ちなみに、病気等による欠勤でこの4月～6月に全く報酬を受けなかった場合や、3月以前に支払われるべきであった報酬が4月～6月の間に精算して支払われたような場合も同様に「保険者算定」として、それらを考慮した計算がなされます。

■「報酬」として含まれるものの中身

そして、もうひとつ意識しておきたいこと。それはこの「報酬月額」の中身なのです。報酬月額は給与のほか、いろいろな手当類や現物で支給されるもののうち一定のものも含めて算定されることが定められています。

意外なところでは、通勤手当や現物支給される定期券もこの報酬月額に含まれます。（ここが源泉所得税の計算と違うところです！）これはどういうことを意味するかといいますと、同じお給料の額と想着いても、通勤にかかる交通費（定期代）によっては上の等級の「標

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

「準報酬月額」が適用されるため保険料が多くなり、ひいてはお給料の手取額に差が付いているかもしれないのです。また、いくつかの通勤経路がある場合、どうせ会社からの支給だからあまり考えなくてもいいかなと定期代が高くつく方をなにげなく選択している方もいらっしゃるかもしれませんが、この報酬月額の金額によっては、安くつく通勤経路を申請しておいたほうが保険料が安くなるということもあるかもしれません。

給与明細は普段あまり見ないよ、見てもしようがないし、という人も多いかもしれませんが、ちょっと意識するかしないかで毎月のお給料の手取り額が違ってくる、ということも実はありそうです。

これからはこのような社会保険料のことも少しだけ意識してみませんか？